

辯護側文書第一九七二號

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

パウル・W・ヴェンネッカー 宣誓口供書

Def. Doc. #1972

一、私の名前はパウル・W・ヴェンネッカーでありました。一九三四年から一九三七年まで及び後一九四〇年より降服に至るまで、私は在日ドイツ海軍武官主席として東京に居住しました。一九三七年歸國後は、ドイツ珍袖戦艦ドイチュランド號指揮を含む一般。海軍任務を與へられました。

二、ドイツ海軍武官としての私の任務は當時の諸外國の武官の任務と全く同様のものでありました。一九三四年から一九三七年にかけての私の第一次日本滞在中、日本との軍事的協力に關しては如何なる種類の

指令も絶対に受けた事はありませんでした。事實私は日本人とよりも他の諸外國、即ち英國、米國並に露西亞の海軍關係の人達と一層緊密な交渉を有つてをりました。日本の海軍將校は我々（ドイツ軍人）を皆一様に猜疑と不信とを以て遇しました。一九四〇年即ち歐洲戰爭勃發後私が再度渡日した時でさへも、わがドイツ國と日本の海軍將校達との間の協力の状態はあまり増進されなかつたのでした。私は極めて稀にしか日本海軍の艦船を視察する事は出来ませんでした、委任統治領嶋嶼を巡視したいといふ私の依頼は繰返し拒否されました。私は決して、私自身と同階級の日本海軍將官等と事を議する禮を與へられず、大佐やそれ以下の將校達を相手とする事を余儀無くされました。太平洋に於て戦端の開かれた後でさへも日獨兩海軍將校間の協力は非常に缺如して居たのでありました。

三、日本側は彼等が眞珠灣を攻撃せんとしてゐる事を私に告げませんでした。私は一九四一年十二月八日に戦端が開かれるであらうといふことを知りませんでした。當時、日獨兩國は共通の敵に對して居たのであります。がそれでもこの様な情報は私の職分を通じても、大使館を通

じても、わがドイツ國へは傳達されて居なかつたのであります。日本海軍の實力、建造中の艦船の數量並に大きさ、詮議中の建造計畫、石油の貯藏量並に目下（立案作製）中の作戰計畫等に關しては、論理的に云つて私が之等に關する情報を受くべき人物であつたにも拘らず私は其等に關して大凡の知識さへ有つてゐなかつたのです。私は公私共屢々之等諸件に關して質問したのでした。返事が無かつたか、又は何等價値を有しないやうな曖昧な返事しか受取る事が出来なかつたのであります。

更に太平洋戦争中、日獨の協力の缺乏してゐた事の證據として次の如き事實がありました。即ち、日本側は重要なる海戦中に蒙つた自國の損害に關する基本的情報をドイツ側に洩らす事をしなかつた事實であります。私は明かに記憶して居りますが、ミッドウェイ海戦において日本が航空母艦四隻を喪失した事を私が初めて聞かされたのは同海戦の約一年後でありました。我々はアメリカが右の旨放送してゐるのを聞き直したので、幾多の機會にこの事實についての情報を求めたのでした。だが日本側は頑として報知する事を拒否しました。

四、潜水艦戦争に關する日獨間の協力のついては協力が全然缺如して居たといふ事の方がむしろ議題として通してゐると申し度いのであります。ドイツは、潜水艦は敵國商船を攻撃する爲に使用し、而して之によつて補給路を遮断すべきであるといふ考へを日本の海軍將校達に植ゑつけようと試みましたが、日本海軍は彼等の潜水艦を敵國の戦闘艦船を直接攻撃する爲に用ひ<sup>た</sup>方が得策であると主張しました。このやうにして我々の提議は完全に拒否されたのであります。我々は日本が新式有能の潜水艦を建造することを援助し度いと思ひました。この目的に基いて我々は二隻の新造潜水艦を寄贈しました。その第一は呉に於てドイツ乗組員が引渡しを行ひましたが、その第二は北大西洋で失はれ日本領土へは遂に到着しませんでした。日本側はこの第一の潜水艦を細密に調べたのでしたが、日本側は、之を模造し難いと感じました模造を企圖しなかつた事を私は後になつて、告げられました。それ故この點に關する限り、日本は如何なる方法に於てもその潜水艦戦術にドイツの影響を被る事はありませんでした。

一九四二年四月、私は遂に委任統治領嶋嶼中の幾つかを巡視する許

可を得ました。私はバラオ及びサイパンに行き、グアムにも滞在しました。私はサイパン又はバラオにはその時、要塞があつたかと尋ねられた事がありました。私は同行したイタリー武官同様當時兩島には要塞の皆無なる事を知つて大いに驚いたのであります。私達は飛行機滑走路、幾つかのよく整備した宿營、家屋及商店等は見ましたが、大砲も要塞も見ませんでした。私はサイパン島で、飛行場と思はれる廣い場所を見ましたが其處は雜草で蔽はれて居りました。港灣は非常に貧弱でやつと石油タンクの建造に取りかゝつたばかりのところでありました。前に申しました如く、私達は之等嶋嶼に於ける日本の警備豫備的手段の缺如に大いに驚いたのでしたが私は、先に經驗した之等の島々の巡視拒絶は要塞を隠蔽せんよりはむしろ要塞の缺如を隠す爲であつたのだと感じました。

六、ドイツは戦争中日本近海に於て補助巡洋艦二隻、潜水艦三隻、汽船六隻を失ひました。之等の中の多くは協力の缺乏——即ち、日本側の護衛、又は敵の位地に關する重要情報の供給が不十分であつた爲に失はれたのであります。

七、日本滞在中、種々の軍人との社交上及び職務上の接觸を通して私は日本の陸軍と海軍の間にさへ決定的に協力の缺けてゐる事に氣付いたのであります。彼等は絶えず互に他を嫉妬猜疑してゐました。それで私はずからその調停に努力しました。陸軍は陸軍の輸送船を自ら護衛したのであり、陸軍部隊輸送に海軍を必要とする軍事行動の場合を除いては、兩軍の分裂は私にとつては全く驚異でありました。

辯護側文書第一九七二號

證 明 書

自分は、方式に従ひ宣誓を爲したる上、右に提出するタイプライター版三頁より成る書類は自分の知り而して信ずる限りに於て、眞實にして正確なる事を茲に供述します。

立 會 人

パウエル・W・ヴェンネツカー

ジョン・G・ブラノン

Def. Doc. #1972

一九四七年七月二十四日  
於 日本輕井澤